

令和 8 年度善通寺市障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、以下の方針を定めるものである。

2 適用範囲

この方針は、本市の全ての機関の物品等の調達に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、別紙 1 に掲げる施設等とする。

4 調達を推進する物品等

(1) 物品の例

ア 食品類（パン類、クッキー、菓子、弁当、野菜等）

イ 小物雑貨（石鹸、手芸品、陶芸品、タオル、アクセサリ等）

ウ その他（用紙、はがき、便箋等）

(2) 役務の例

ア 印刷（ポスター、チラシ、名刺、封筒等）

イ クリーニング（クリーニング、リネンサプライ等）

ウ 清掃・施設管理（公園等の清掃、除草作業等）

エ その他（仕分け、発送、袋詰め、包装、解体等）

5 調達の推進方法

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に関しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項及び地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

(2) 社会福祉課は、障害者就労施設等が提供できる物品等について、市の全ての機関へ情報提供を行う。

(3) 各部署においては、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。

6 共同受注窓口の活用

発注情報の提供や障害者就労施設等の情報収集、受発注の取りまとめ等については、障害者就労施設等の共同受注窓口である「特定非営利活動法人 香川県社会就労セン

ター協議会」を活用する。

なお、「特定非営利活動法人 香川県社会就労センター協議会」は、善通寺市障害者支援施設等受注団体認定要綱（平成２５年善通寺市告示第７０号）に基づき「障害者支援施設等に準ずる者」の認定を受けており、本市と物品等の購入等に関する随意契約を行うことができる。

7 調達目標

令和８年度の調達目標額は、２０万円とする。

8 調達実績の公表

この方針に基づき令和８年度に調達した物品等の実績を、年度終了後、取りまとめて公表するものとする。

別紙 1

【障害者就労施設等の分類】

共同受注窓口	複数の障害者就労施設による共同受注及び発注情報の収集や提供等を行うために設置したワンストップ窓口
就労継続支援 A 型・B 型事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 14 項に規定する、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
就労移行支援事業所	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定する、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
生活介護事業所	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生活活動の機会を提供する事業所
障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 27 項に規定する、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設
小規模作業所	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
特例子会社	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 44 条第 1 項の規定により、障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた子会社
重度障害者多数雇用事業所	障害者雇用促進法第 2 条第 3 号に規定する重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
在宅就業障害者	障害者雇用促進法第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
在宅就業支援団体	障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体